

京都市上下水道局告示第1号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年4月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 届出業者名等

京都市右京区京北熊田町木戸ヶ谷11番地3

ナカイ設備工業

仲井 忠義

2 変更事項（営業所の変更）

京都市右京区京北下中町鳥谷6番地の16から京都市右京区京北熊田町木戸ヶ谷

11番地3に変更

（上下水道局下水道部管理課）